

衆議院 環境委員会 議 録 第 三 号

平成十五年三月十一日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 松本 龍君

理事 田村 憲久君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 近藤 昭一君

理事 牧 義夫君 理事 田端 正広君

理事 高橋 嘉信君

小淵 優子君 阪上 善秀君

鈴木 恒夫君 中本 太衛君

菱田 嘉明君 星野 行男君

松浪 健太君 松野 博一君

三ッ林隆志君 水野 賢一君

望月 義夫君 山本 公一君

鮫島 宗明君 長浜 博行君

日野 市朗君 青山 二三君

中井 治君 藤木 洋子君

中川 智子君

環境大臣 鈴木 俊一君

環境副大臣 弘友 和夫君

環境大臣政務官 望月 義夫君

環境委員会専門員 藤井 忠義君

委員の異動

三月十一日

辞任 補欠選任

木村 太郎君 松野 博一君

鳩山 邦夫君 中本 太衛君

同日

辞任 補欠選任

中本 太衛君 鳩山 邦夫君

松野 博一君 木村 太郎君

三月七日

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鈴木環境大臣。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律は、公害の影響による健康被害の迅速かつ公正な保護を図るため、補償給付の支給等を行うものであります。

今回の改正は、このうち、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所を移転するとともに、既に認定されたとせんそく等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付の財源を確保するため、所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変

更するとともに、大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を、平成十五年度から平成十九年度まで五年間延長するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「東京都を」神奈川県に改める。

附則第十九条の二(見出しを含む。)中「平成十四年度を平成十九年度」に改める。

附則

この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

多極分散型国土形成促進法第四条第一項の移転基本方針に基づき、公害健康被害補償予防協会について、当該事務所の所在地の変更を行う必要があるとともに、大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成十五年度から平成十九年度までの間においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月十四日印刷

平成十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B